

# 伝承サポーター実施要領

## (目的)

第1条 この要領は、東日本大震災に係る経験等を踏まえた震災伝承活動を支援することにより、今後発生するであろう災害から生命・財産を守り被災を減災させること及び防災意識の啓発を目的とする。

## (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

## (事業の内容)

第3条 宮城県土木部防災砂防課(以下「防災砂防課」という。)は、3.11伝承・減災プロジェクトに賛同し伝承活動を行う者を伝承サポーターとして認定し、その活動を県ホームページ等で広報するとともに支援を行い連携の強化を図る。

## (伝承サポーターの募集)

第4条 募集する伝承サポーターは、次のとおりとする。

- (1) 自らが所有する建造物等に津波浸水表示板を設置して頂ける方

## (伝承サポーターの認定)

第5条 伝承サポーターの認定を希望する者(以下「希望者」という。)は、防災砂防課に伝承サポーター認定申込書(様式第1号)を提出する。

2 認定申込書を提出できる者は、第4条第1項に合致する者で、個人、団体(NPO、町内会、自治会、商工会及び企業等をいう。)は問わない。

3 希望者から認定申込書の提出があった場合、防災砂防課は申込書の内容を審査すると共に、当該希望者を伝承サポーターとして認定することに関する聴取を関係機関に対して行うなどして、総合的な判断に基づき認定の可否を決定する。

4 防災砂防課は、認定した伝承サポーターに対して伝承サポーター認定書(様式第2号)を交付する。また、県ホームページへ掲載するとともに、伝承サポーターの所在地の市町村長及び土木(地域)事務所長に対し認定した旨の通知を行う。

## (活動期間)

第6条 活動期間は認定された日から翌々年の3月31日までとする。

2 活動期間の更新は、活動期間が終了する日の二月前から活動期間が終了する日の一月前までの間に防災砂防課へ認定の解除を申し入れない限り、更に二年間自動更新される。

## (認定の解除)

第7条 防災砂防課は、伝承サポーターが認定の解除を申し出たときは認定を解除する。また、伝承

サポーターに関係法令等に違反する行為があったとき又は伝承サポーターとしてふさわしくない行為があったときは認定を解除することができる。

(伝承リーダー)

第8条 防災砂防課は、伝承サポーターの規範となる活動を長年実施している者を伝承リーダーに認定することができる。伝承リーダーの活動期間は無期限とし、認定の解除は伝承サポーターと同様とする。

2 防災砂防課は、認定した伝承リーダーに対して伝承リーダー認定書(様式第3号)を交付する。また、県ホームページへ掲載する。

(注意事項)

第9条 伝承サポーターは、各自の判断と責任により参加する任意の制度であるため、当該制度に伴う活動により生じたトラブルについて、宮城県は一切の責任を負わない。

附 則

この要領は、平成25年11月28日から施行する。

伝承サポーター認定申込書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者名	_____
代表者名	_____ 印
住 所	_____
電話番号	_____
E-mail	_____

伝承サポーター実施要領第5条の規定により、下記のとおり申し込みます。

1 サポーターの種類

- ・津波浸水表示板

2 設置場所等

設置（予定）場所
設置を希望する理由

3 位置図（別添による）

※住宅地図程度の縮尺のもの

4 構成員名簿（別紙1による）

※個人の場合は必要ありません

5 同意書（別紙2による）

6 その他（団体の規約等があればその写しを添付）

伝承サポーター構成員名簿

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

	氏名	性別	年齢	住 所	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

※欄が足りない場合は適宜行を追加して下さい。

※既存の名簿等がある場合は、その写しでも構いません。

伝承サポーター同意書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者名

代表者名

印

津波浸水表示板の設置にあたり、下記の内容に同意します。

記

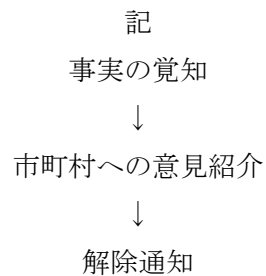
- 1 津波浸水表示板の設置に伴い生じたトラブルについて、宮城県は一切の責任を負わない。
- 2 津波浸水表示板を営利目的に使用しない。
- 3 設置された津波浸水表示板の適切な維持管理に努める。
- 4 津波浸水表示板の撤去が必要となった場合は、撤去について県と協議を行い、認められれば自費により撤去を行う。また、撤去した津波浸水表示板は県に返却する。

## 伝承サポーター実施要領 細目

### (認定の解除)

防災砂防課は、実施要領第7条に基づき伝承サポーターから認定の解除の申し出があったときは認定を解除する。解除の申し出を行う伝承サポーターは、様式第4号「伝承サポーター解除申請書」により、防災砂防課防災企画班まで申請を行う。

また、伝承サポーターの要領等に違反する行為や、伝承サポーターとしてふさわしくない行為、浸水表示板の紛失があり、防災砂防課が知ったときは、下記のフローにより、様式第5号「伝承サポーターの解除について」により、伝承サポーターを解除するものとする。



### (付則)

この協定実施細目は、令和3年1月27日から効力を生ずる。

# 認定書

殿

を東日本大震災の記憶を津波  
浸水表示板で永く伝承し、地域の減  
災活動に取り組む3.11 伝承・減災  
プロジェクト「伝承サポーター」に  
認定いたします。

令和 年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩

# 認定書

殿

を東日本大震災の記憶を津波  
浸水表示板で永く伝承し、地域の減  
災活動に取り組む3.11伝承・減災  
プロジェクト「伝承リーダー」に  
認定いたします。

令和 年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩



様式第4号

## 伝承サポーター解除申請書

令和 年 月 日

宮城県知事殿

申請者名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

伝承サポーターの認定年月日 \_\_\_\_\_

下記の事由により、伝承サポーターの解除を申請します。(該当するものに○を付けて下さい)

### 記

- ・設置物件の立替えや取壊しによる。
- ・今後の維持管理が難しいため。
- ・住民等から撤去を依頼されたため。
- ・内部協議により、撤去する方針となったため。
- ・その他（内容を記載）

--

様式第 5 号

(平成 4 年度共第 2 号)

〇〇第〇〇号  
年号〇年〇月〇日

伝承サポーター認定者名 宛

防災砂防課長

伝承サポーター認定解除について（通知）

県土木行政につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、下記に該当する内容が見受けられましたが、事実確認のために必要ですので、御多忙のところ恐縮ですが、別紙により年号〇年〇月〇日までに防災砂防課防災企画班宛てメールまたは FAX で御回答願います。

なお、時事と相違ない場合は、回答は不要です。

記

- ・法令等を違反した場合。
- ・浸水表示板を紛失した場合。
- ・その他、伝承サポーターとして相応しくない行為が見受けられた場合。等

(伝承サポーター実施要領 第 7 条 参照)